

令和2年12月17日

令和2年度追加分新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金の 変更申請手続きについて

★★ 注意 ★★

本手引きで御案内するのは、「令和2年度追加分の**変更申請**手続き」についてです。
当初の申請内容から変更がない場合には、再度の申請は不要です。

なお、今回初めて申請される場合は、「令和2年度追加分新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金申請手続きについて」（別紙2）を御参照ください。

1 変更申請の対象

令和2年度追加分新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金を申請済みで
次の（1）又は（2）いずれかの場合、変更申請が可能です。

- （1）当初の申請締切日（令和2年11月20日）時点で、一時預かり事業（※）の実績がなく、一時預かり事業分の申請ができなかった場合で、令和3年1月末日までに一時預かり事業の利用実績が見込まれるため、一時預かり事業分の補助金の追加を希望する場合
- （2）一時預かり事業に関わらず、当初の申請時に上限額まで申請しておらず、申請金額の増額を希望する場合

2 対象施設、対象事業及び補助金上限額

★ 対象事業のうち、一時預かり事業の実績の基準日が明確ではなかったため、今回改めて基準日を令和3年1月末日と明記しました。

（1）対象施設 **変更なし**

厚生労働省が定める本補助事業の対象施設及び事業者

- ・ 認可保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 地域型保育事業所 ・ 横浜保育室
- ・ 本市に届出済みの認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）

（2）対象事業 **一部修正**

- ・ 延長保育事業（給付対象施設が対象となります。）
※延長保育事業を実施している幼稚園型認定こども園を含みます。
- ・ 一時預かり事業

届出済の事業実施者のうち、次の表のいずれかを実施し、令和元年度又は2年度（令和3年1月末日まで）に実績がある場合のみ対象となります。実績のない場合は、届出を出していても対象外となり、一時預かり事業分の補助金は交付できません。なお、複数の一時預かり事業を実施していても、一時預かり事業にかかる申請上限額は50万円となります。

対象事業	備考
①保育所等※での一時保育事業 ※認可保育所、特定地域型保育事業、幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・非定型的保育、緊急保育、リフレッシュ保育の別は問いません。 ・休日一時保育事業、24時間型緊急一時保育事業も含まれます。 ・年度限定保育を含みます。
②幼稚園等※一時預かり保育事業 ※幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園	令和2年度私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金の交付決定通知（こ字第966号）を受けている場合のみ
③横浜保育室での一時保育	
④乳幼児一時預かり事業	・単独型、小規模保育事業の併設型

- ・病児保育事業
- ・子育てひろば事業（常設園のみ）

(3) 補助金上限額 **変更なし**

一か所等あたり 50 万円を上限として、補助金の交付申請をすることができます。

3 対象経費及び期間

「令和2年度追加分 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金の交付手続きについて」1～5ページにて、**必ず確認してください。**

4 申請手続き

事 事業者の方に実施していただく必要があります。

市 市が作業等をし、通知等を交付いたしますので、お待ちください。

(1) 補助金変更交付申請書の提出 **事**

補助金変更交付申請書の様式にて、締切日までに提出してください。

【締切 令和2年12月28日（月）消印有効】厳守！！

<留意点>

- 変更前の補助金額を含めた最終的な補助金額を記載してください。
- 申請額は、補助上限額の範囲内で記載してください。
- 補助申請上限額は、各施設により異なります。
- 申請時において、購入する物品等を検討中で判断が難しい場合は、上限額を記載してください。変更交付申請書の提出以後は、申請額の変更及び補助金支給額の増額はできません。
- 変更交付申請書の提出締切後、直ちに変更交付決定に向けて準備を行います。締切後に提出されますと、補助金全体の交付手続きに支障が生じます。必ず期限内に提出をしていただくようお願いいたします。
- 申請者欄の「法人名、住所、代表者職氏名、代表者印等」は、実績報告書及び請求書の提出時にも同様のものを記載及び押印します。不備のないように御注意ください。

**提出先： 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
横浜市こども青少年局保育・教育運営課
令和2年度追加分コロナ拡大防止対策補助金 担当**

(2) 補助金交付決定通知書の交付【令和3年1月～2月上旬】

市

補助金変更交付申請書に基づき、補助金交付決定通知書を送付します。内容の御確認をお願いします。後の申請で交付決定通知書が必要となる場合がありますので、大切に保管をしてください。なお、補助金交付要綱第6条の規定に基づき、千円未満の金額については、切り捨てて交付決定します。

注意！

- 一時預かり事業分について、変更申請日時点では実績がなく、令和3年1月末日までの利用実績を見込んで、変更交付申請を行った場合は、1月末日における実績の確認後に、補助金の変更交付決定を行います。そのため、変更交付決定通知書の発送が2月上旬となる予定です。
- また、上記の場合において、1月末時点での一時預かり事業の実績の確認のため、別途、確認資料の提出を依頼しますので、御対応をお願いします。
(提出様式例：一時保育事業…横浜市一時保育事業利用状況報告書など)

4 変更交付決定後の流れ

重要!

変更交付申請の手続きをされた場合には、補助金の支払いは概算払いとなります。
請求書（概算払い）に基づき、市から概算額（全額）を支払います。その後、実績報告書（精算書）を御提出いただき、補助金額の確定を行い、精算手続きを行います。

(1) 請求書（概算払い）の提出【1月中旬～2月中旬】

事

(2) 補助金の支払【2月上旬～3月上旬】

市

(3) 事業完了（購入した物品の受領など）【3月31日まで】

事

(4) 実績報告書（精算書）の提出【締切 3月1日 消印有効】

事

(5) 補助金額確定通知書、戻入用納付書の交付【3月下旬】

市

(6) 戻入金の納付【5月中旬】

事

(7) 消費税仕入控除税額報告書の提出【随時】

事

※ 事務スケジュールについては、書類の受領の状況等により前後することがあります。

※ それぞれの手続きの概要については、「令和2年度追加分 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金の交付手続きについて」18～20ページを御確認ください。

記載例

ここで記載した「法人名、住所、代表者職氏名、代表者印等」は、実績報告書及び請求書の提出時にも同様のものを記載及び押印しますので、不備のないようにご注意ください。

(変更交付申請用)

令和2年12月△△日

(申請先)
横浜市長

(申請者)

法人名 ○○法人▲▲▲

所在地 横浜市中区○○ー■ ■

代表者職氏名 理事長 横浜 太郎

代表者印の押印を忘れず！
社印は不可です。

印

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金変更交付申請書

令和2年12月14日付
感染拡大防止対策事業補
助金申請書
を
提出
し
ま
す。

該当する項目に○をしてください。(複数項目可) 検討中の場合、該当する可能性のあるもの全てに○をしてください。

感
染
病
の
防
止
策
の
実
施
に
関
する
事
業
の
申
請
書

1 補助事業の内容 (項目に○を付ける)

- (1) 感染症拡大防止のための備品等の購入経費 (○)
- (2) 施設・事業の消毒等の経費 ()
- (3) 感染症予防の広報・啓発に係る経費 ()
- (4) 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を遂行するための経費 ()
- (5) その他感染症拡大防止に係る経費 (○)

施設名(施設種別)及び実施事業とその施設・事業ごとの申請金額を御記入ください。

【対象施設】

認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、横浜保育室、認可外保育施設

【対象事業】

延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業

2 変更後の申請金額

¥ 1,500,000.-

(対象施設・事業とそれぞれの申請金額)

○○保育園(認可保育所) ¥ 500,000.-

延長保育事業 ¥ 500,000.-

一時預かり事業 ¥ 500,000.-

変更申請前の対象施設・事業と申請額を含めて記載してください。

認可外保育施設は施設のみ対象です。(乳幼児一時預かり事業を除く)

(担当者)

職氏名 ○○ ○○

連絡先 △△△-●●●●